



預けて安心！



保存版

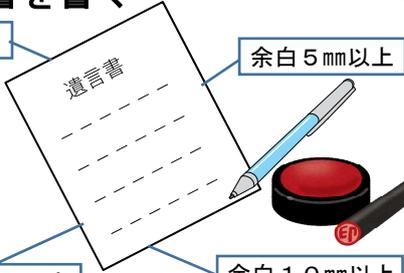
# 自筆証書遺言書保管制度

## ステップ1

遺言書を書く

※A4片面に自書

余白5mm以上



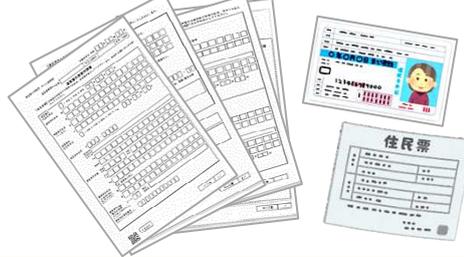
余白5mm以上

余白20mm以上

余白10mm以上

## ステップ2

申請書を作成する  
添付書類を準備する



手数料3,900円

マイナンバーカード  
運転免許証等

本籍・筆頭者  
の記載のある  
住民票

## ステップ3

予約する

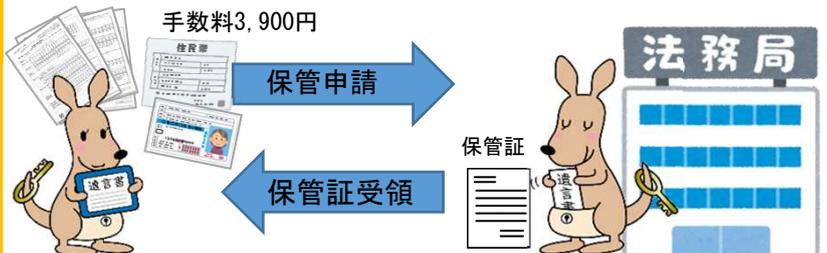
電話またはインターネットで予約



法務局手続案内  
予約サービス

## ステップ4

法務局（遺言書保管所）に行く



ご自身の大切な財産や想いを未来に託すために…、ぜひ本制度をご利用ください

利用者の声

「法務局が預かってくれるから安心」「手数料が安い」「気軽に利用できる」  
「自分の死後に、自分が指定した人に遺言書があることを通知してもらえる」

もっと知りたい方は

法務省ホームページ または お近くの法務局まで、



自筆証書遺言書保管制度

検索

お気軽にお問い合わせください。

松山地方法務局

供託課	TEL089-932-0888
大洲支局	TEL0893-50-5055
西条支局	TEL0897-56-0188
四国中央支局	TEL0896-23-2407
今治支局	TEL0898-22-0855
宇和島支局	TEL0895-22-0770



# あなたの思い、**遺言書**で 大切な人に残してみませんか？

例えば・・・

## 遺言書

遺言者 法務太郎は次のとおり遺言する。

1 遺言者は、遺言者名義の預貯金その他一切の財産を、遺言者の長女法務真理（昭和〇年〇月〇日生）長男法務一郎（昭和〇年〇月〇日生）及び二女法務ひろみ（昭和〇年〇月〇日生）に各3分の1の割合で相続させる。

### 2 付言

真理、一郎、ひろみ

みんながまだ小さかった頃、仕事仕事で、かまっていられなかったけど、疲れて帰っても、3人の寝顔を見ていたら、明日も頑張ろうと思えました。今でもあの頃のことを思い出して、とても幸せな気持ちになります。お母さんと結婚できて、真理、政美、ひろみが、お父さんの子どもに生まれてきてくれてお父さんは幸せでした。

みんなの人生が幸多きことを願っています。これからも、きょうだい仲良くね。今までありがとう。

令和6年8月8日

愛媛県松山市〇〇町〇丁目〇番〇号 法務太郎

法  
務

#### ※遺言事項について

財産を誰にどう残すかなど、法的に効果を持たせる事項を記載します。相続人以外の方に財産を残す場合には「〇〇（住所・氏名）に〇〇を遺贈する」などと記載します。  
ほかにも、遺言執行者の指定など、遺言することができます。

#### ※付言事項について

法的効果はありませんが、**感謝の気持ち**を伝えたり、**想い**を伝えたりすることができます。  
例えば、相続人以外の方への遺贈について、「お父さんは、・・・と考えて、〇〇に遺贈することにしたので、家族は、お父さんの気持ちをわかってほしい。」など、**自分の願い**を書くこともできます。

遺言書の内容について相談したい場合は、まずは、弁護士、司法書士等の専門家に相談されることをお勧めします。法務局では、遺言書の内容に関するご相談には応じられません。

あなたの想い

